

組合の楽しい便り投稿歓迎します。

No465

ラベルニュース

令和6年8月号

東京都ラベル印刷協同組合

編集:広報・情報システム委員会

〒111-0051 東京都台東区蔵前4-16-4

TEL(3866)4561 FAX(5821)6443



健康経営優良法人ロゴマーク

「健康経営」に取り組む企業増える
「健康経営優良法人」に認定されると
社会的な評価高まり人材の確保にも

いま日本の各企業では「健康経営」に取り組む企業が増えています。「健康経営」とは、従業員等の健康管理を経営的な視点で考

え、戦略的に実践することです。

企業理念に基づき、従業員等への健康投資を行うことは、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらし、結果的に業績の向上や株価向上につながる」と期待されているからです。

二〇一六年度に経済産業省が創設した「健康経営優良法人認定制度」とは、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を「見える化」すること、従業員や求職者、関係企業や金融機関などから評価を受けることができ、環境を整備することを目的にした制度です。

健康・医療新産業協議会健康投資ワーキンググループ（日本健康会議健康経営・健康宣言一〇万社WGH合同開催）において定められた評価基準に基づき、日本健康会議が「健康経営優良法人」を認定します。

第八回目となる今回、「健康経営優良法人二〇二四」として、「大規模法人部門」に二九八八法人（上

位法人には「ホワイト五〇〇」の冠を付加)、「中小規模法人部門」に一六七三三法人(上位法人には「ブライト五〇〇」の冠を付加)

が認定されました。昨年度の健康経営優良法人二〇二三認定数(大規模法人部門・二六七六法人、中小規模法人部門・一四〇一二人)に対し、両部門とも大幅な増加が見られました。

「健康経営優良法人」に認定されると、従業員や求職者、関係企業や金融機関などから「従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる法人」として社会的な評価を受けられます。また、「健康経営優良法人」ロゴマーク(写真)の使用が可能となります。

また、健康経営優良法人に認定されると、従業員の健康向上にともなう生産性の向上や離職率の低下、そして優秀な人材の確保が容易になります。

また、インセンティブとして、保険会社による保険料の割引や金融機関によ

る融資の際の金利の優遇、助成金を経営に利用できるなどのメリットがあります。当組合のシールレックス

も、経済産業省と日本健康会議が選定する「健康経営優良法人二〇二四(中小規模法人)」に認定されています。同社は昨年に続き二年連続の認定となりました。同社のホームページに

は「当社の目的は『存続し続け、社員を幸せにし、一〇〇年企業になること』ですが、当社で働く全ての社員を幸せにするためには健康が欠かせません。そのため、これからも引き続き『健康経営』を推進し、様々な取り組みを行ってまいります」と健康経営に取

組む目的が書かれています。シール印刷業界では、この他にヨネヤマシール印刷(当組合会友)、カナエ、久保井インキ、寿精版印刷、金沢シール、丸信などが健康経営優良法人に認定されており、企業として社会的

認知を受けることができるため、今後も増えてくることは間違いないとみられています。

■組合研修旅行の「相続と事業承継」についての研修内容要旨……

◆はじめに

■事業を営んでいる方は「次の世代に事業を受け継ぐこと」が課題のひとつになる。

■事業を営んでいる以上、どこかのタイミングで事業承継を検討することが重要ではないか。

■事業承継を検討する際には相続と混同しないことも大切です。相続と事業承継は「受け継ぐ」という点で似ているため、混同されることがある。

■相続と事業承継は別物なので、計画や検討の際には混同しないよう注意が必要になる。

■混同してしまうと、相続対策も事業承継も失敗しかねないからである。

◆相続とは

■相続とは、亡くなった人の財産を相続人が受け継ぐことをいう。

■亡くなった人の財産を「遺産」といい、亡くな

った人を「被相続人」という。

■人が亡くなると、その人の所有していた預金や有価証券、不動産を被相続人自身が自由に使うことはできません。財産の管理もできなくなってしまう。

■子供や配偶者、直系尊属、兄弟姉妹といった被相続人に近い人に遺産を受け継いでもらう制度が相続である。

◆事業承継とは

■事業承継とは、育てた会社を後継者に継いでもらうことをいう。

■会社の経営権などを次の世代の経営者に承継することが事業承継である。

◆相続と事業承継の違い

■相続と事業承継には次の異なる点がある。

■相続は被相続人の財産を継ぎ事業承継は会社を継ぐ。

■相続の対象になるのは被相続人の預金や不動産といった財産（遺産）である。

■対して事業承継の対

象になるのは会社である。

■会社の株式や経営権、技術、知識など、会社を今後も経営するために必要なものを後継者に承継させることになる。

■相続は死の瞬間に開始するが事業承継にそのようない。

■民法には「相続は被相続人の死の瞬間に開始する」というルールがある。

■相続手続きを始めてはじめて相続が開始するのでなく、法律のルールにより死の瞬間に始まっている。

■対して事業承継には相続のようなルールはない。

■会社の経営者が亡くなったからといって、死の瞬間に会社が勝手に承継されるわけではない。

◆相続人になる人と事業承継人になる人の違い

■相続の場合、法律で相続人になれる人が定められている。

■法定相続人は被相続人の子供や配偶者、直系尊属（両親など）、兄弟姉妹

になる。

■遺言書などを活用すれば相続人以外に遺産を渡すことも可能ですが、法律で定められている基本的な相続人は子供や配偶者などの被相続人に近い人たちである。

■事業承継には相続人のようなルールはない。

■従業員から後継者を選ぶこともできれば、親族から選ぶこともできる。

■経営者次第です。

◆相続の方法と事業承継の方法が違う

■相続の主な方法は遺言書の活用や遺産分割協議などになります。

■遺言書は被相続人が遺産分割を指定する方法で、遺産分割協議は相続人の話し合いで遺産の分け方を決める方法です。

■事業承継の主な方法は、親族や従業員など特定の人に承継する方法やM&Aなどがあります。

■M&Aには分割や買取、合併などの方法があり、この三つの方法がさらに吸収合併や新設分割など、いくつもの手法にわかれています。

るのです。どの方法を選ぶかは会社の状況などにより
ます。

■中小企業の株式はほとんどの場合株式市場に上場していないため、簡単に売り買いすることはできない。

■中小企業の株式に流動性や換金性がないため、所有者である本人でさえその価値を意識する機会もあまりない。

■「売ることも買うことも難しいんだから、そもそも値段なんてあつてないようなものだろう」と考えがちであるが、実はそうではない。

■中小企業の株式にも株価はあり、その株価が高すぎたり低すぎたりすると、後々さまざまな場面で多くの弊害をもたらすことになる。

◆相続税が払えなくなる
■会社をコツコツと育てていくと、中小企業の理論上の株価は気が付かないうちにとんでもない値段になることがある。

■純資産価格が資本金の1.0倍以上になっている会社もある。

■この状態で株主が亡くなってしまうと、相続人は莫大な評価額についてしまった株式を相続することになり、場合によっては相続税を払うことができなくなってしまう。

■したがって、相続した株式は中小企業の非上場株式のため、それを売って現金化したり、担保に入れてお金を借りることができなくなる。

◆事業承継ができなくなる

■事業承継をする場合、基本的には次の経営者が株式を買い取る。

■しかし、その株価が高すぎると、誰も買い取ることができない。

■あえて安い価格で売ってしまうと、相手が個人であれば贈与税が課税され、法人であれば受贈益が計上され、法人税が課税されてしまう。

◆企業経営が難しくなる
■株価が安ければ良い

かというところというわけでもない。

■株価を安くするためには、企業内の利益を出来るだけ吐き出せば良いわけですが、やりすぎると会社の体力そのものがなくなってしまう。

■具体的には、資金繰りが難しく、将来の設備投資や通常の運転資金さえも金融機関の融資頼みとなり、綱渡りの企業経営を強いられることになる。

■流動性や換金性に乏しい中小企業の株価は、高すぎても低すぎても様々な問題を引き起こす要因となってしまうのである。

◆株価を下げるメリット

■株価を下げる最大のメリットは、相続税対策である。

■株価対策を行わないまま放置してしまうと、莫大な相続税を支払わなければならないになってしまう。

■オーナー経営者の相続人はもちろんのこと、オーナー以外の株主の相続人にも迷惑をかけてしまう場合もある。

■たとえば、父親から譲り受けた会社を長男が経営している場合で、株式の一部を次男が持っているケースを考えてみる。

■次男は会社経営には関わっておらず、一般の会社員として他社で働いている。

■堅実な性格の長男が経営している会社は内部留保をどんどん積み上げ、結果株価がとんでもない値段で放置されている状態で次男が亡くなってしまったらどうなるか？

■次男にもし株式以外の財産らしい財産はなく、その株式が数億円の評価額だったらどうだろうか？相続税などとても支払えません。かといって株式を売ることも買い取ることも高額過ぎて誰もできない。

■こうなってしまうと、長男が自社株の評価額に無頓着だったため、次男の家族は滅茶苦茶になってしまう。

■実はこのようナリスクは、目に見えないだけで多くの中小企業に内在している。

■このようなりスクをなくすために、株価を適正な価格まで下げる必要がある。

◆株価を下げる方法

方法① 一株あたりの配当金額を引き下げる

一株当たりの配当金額を引き下げることにより、類似業種比準価格方式を用いた場合の株価を下げる事ができる。

方法② 利益金額を引き下げる

利益金額を引き下げることにより、類似業種比準価額方式を用いた場合の株価を下げる事ができる。

利益金額を下げるためには、以下の対策などを行う。

■保険金の一部損金算入が可能な生命保険を活用して退職金の積み立てなどを行う

■適正な範囲で役員報酬を増額する

■オーナー経営者が名誉会長などに退き、退職金を支給する

方法③ 簿価純資産を引き下げる

■含み損の出ている資

産の売却や不良債権の貸倒れを実施し、資産の帳簿価格を引き下げる。

■これにより、類似業種比準価額方式や純資産価額方式による評価額を下げる事ができる。

◆誰が相続財産を引き継ぐのか？

相続財産をどのくらい受け取るのか？

遺言がある場合
遺言で決める！

遺言がない場合
法律又は遺産分割協議で決める！

◆どんな場合に相続でもめるのか？

■主な財産が不動産でそれが自宅であったり、共有名義であったりする場合

■親から子らへの生活費等の援助や生前贈与に差がある場合（特別受益）

■子らの親の事業や介護へのかかわり合いに差がある場合（寄与分）

■再婚していたり、認

知している子がいる場合

■夫婦の間に子がいない（親や兄弟姉妹が相続人

の場合

■配偶者がすでに亡くなっている、子らが相続人の場合（2次相続）

◆こんな場合も困りま

す！？

■相続人に認知症の人がいる場合

■相続人に行方不明者や海外在住者がいる場合

例えば、法定相続人が配偶者とその子供二人だった

場合を考えます。このとき

の基礎控除額は、3000万円 + (3 × 600万円) = 4800万円です。よって、この場合、遺産が4800万円以下であれば相続税が1円もかかりません。

✓控除額を超える分は相続税がかかる。

◆相続税の計算式

土地 2000万円（路線価） + 建物 600万円固定資産税評価） + 現金・預貯金 1000万円 + 自社株式 1000万円

・葬式費用 300万円・債務 200万円 = 4100万円

基礎控除額 4800万円

4100万円

相続税はかからない。

生命保険金は非課税 500万円 × 3人 = 1500万円まで非課税

◆配偶者贈与の特例

相続税の配偶者控除（配偶者の税額の軽減）とは、亡くなった方（以降、被相続人）の配偶者が遺産を相続する場合、一定額まで相続税がかからないという制度です。

配偶者は相続財産が1億6000万円もしくは、法定相続分相当額のどちらが多い方までであれば相続税がかかりません。

相続が争族（骨肉の争い）にならないように、いまからしっかりと準備を進めることが大事になります。あなたは大丈夫ですか？

◆相続や事業承継についてのお悩みや質問のある方は左記まで。

特定社会保険労務士 一級ファイナンシャルプランナー 佐藤良道 090-9245-3514

第六十六回年次大会・神奈川大会 “原点回帰” テーマに横浜で開催

全日本シール印刷協同ニューグランドホテル
組合連合会(田中祐会長)は、は、一九二七年に開業した
十月十一日(金)に第六十六
由緒あるホテルで寝洋食発
回年次大会・神奈川大会を
横浜市の「横浜ニューグ
横浜市の「横浜ニューグ
ンドホテル」に於いて、神
奈川県シール印刷協同組合
の担当で開催します。

大会プログラム

今回の大会テーマについて
組合では、年に一回組合
員が集まる意味は何かとい
うところに立ち返り、仲間
と集まって楽しく思い出を
作ってもらうことが原点と
いうことで「原点回帰」と
したとしている。

今回会場となる『横浜



横浜ニューグランドホテル

■講演会 午後二時半よ
り三時半(講演者未定) ■
式典 午後三時四十五分よ
り四時五十五分 ■懇親会
午後五時半より七時半 ■
青年部協議会(JSC)総会
正午より一時 交流会 午
後八時十五分より十時十五
分 ■エクスカーション
十月十二日 横浜中華街
赤レンガ倉庫 カップヌー
ドルミュージアム ■親睦
ゴルフコンペ 十月十二日
PGMマリアゴルフリンク
ス ■大会参加費 講演
会・式典・懇親会 一名・
二万五千元 エクスカーシ
ョン 一名・一万四千元
親睦ゴルフコンペ 一万円
+別途プレー費
■申込み締め切り 八月
二十三日(宿泊は別途)申
込書のQRコードより

富士フィルム 製版 フィルム製造販売終了

富士フィルムグラフィ
ックソリューションズでは、
富士フィルム製の製版フ
イルムの製造販売を終了す
ることになった。

これは印刷需要の減少や
CTP化に伴いフィルム需
要が大幅に減少しており、
これまで品種、サイズの統
一に努めてきたが、生産体
制を維持することが困難に
なったため 撮影用フイ
ルム、返し用フィルム、出
継品、代替品はない。
販売終了スケジュールは
今年十一月二十二日に最終
纏め注文締め切り、来年七
月末で完全に販売を終了す
る予定。

新体制で新たなミッション掲げる 日印産連新会長に磨秀晴氏が



新会長の磨秀晴氏

日本印刷産業連合会は、

二月に立ち上げた「グラン
ドデザイン二〇三〇」再構
築プロジェクトの目標を達
成するため、五つのミッシ
ョンを掲げ、特に直近の課
題解決に向けた六つのプロ
ジェクトを設置・推進する
ことになりました。

六月十二日に第三十九回定
時総会を開催し、任期満了
に伴う役員改選で新会長に
印刷工業会会長の磨秀晴氏
(TOPPANホールディ
ングス代表取締役社長CE
O)を選任しました。

- ① 新たな産業の定義策定
- ② パートナリシップ推進
- ③ 環境政策検討
- ④ 新アワード設立検討
- ⑤ 次世代人材獲得・育成施策検討
- ⑥ 業界共有プラネット構築

新年度事業では昨年十

中小企業庁はこのほど二〇二四年版の「中小企業白書と小規模企業白書」を公表しました。

二〇二四年版中小企業白書・小規模企業白書では、

第1部で能登半島地震の状況や、新型コロナウイルス

模事業者、そしてこれらの中小企業・小規模事業者を支える支援機関について分析を行った。(中小企業・小規模事業者の動向)

①令和六年能登半島地震の状況と、これまでの新型コロナウイルス感染症の影響と対応について分析を行った。

②二〇二三年は年末にかけて売上げの増加に一服感が見られたものの、中小企業の業況判断DIは高水準で推移している。

③事業者が直面している課題として、売上高が感染症による落ち込みから回復し、企業の人手不足が深刻化していることが挙げられる。

感染症の影響と対応、中小企業の現状と直面する課題、今後の展望について、分析を行った。

第2部では、環境変化

に対応して成長する中小企業や、売上げの確保などの経営課題に立ち向かう小規

投資といった投資行動が有効である。また、成長投資に伴う資金調達手段の検討も必要である。(小規模企業白書)

⑤小規模事業者は、中小企業と比べ厳しい経営環境にある中で、コストを把握した適正な価格の設定や、顧客ターゲットの明確化

に取組むことで、売上高の増加につながることを期待できるほか、支援機関連用も効果的である。また、新たな担い手の参入も生産性向上の効果が期待できる。

今後の展望として、就業者数の増加が見込めない中で、日本の国際競争力を維持するためには、省力化投資や単価の引上げを通じて、中小企業の生産性を向上させていくことが期待される。(中小企業白書)

④成長する中小企業の行動を分析すると、企業成長には、人への投資、設備投資、M&A、研究開発

第2部・経営課題に立ち向かう小規模事業者

第1章・小規模事業者の経営課題と対応
第1部で確認したとお

り、感染症の感染拡大以降、経済社会活動の正常化が進む中で小規模事業者の業況判断DIが、足下では約三十年ぶりの高水準を記録するなど明るい兆しが見られる。一方で、経営上の問題点を見ると、従業員二〇

者、「売上不振」の占める割合が中小企業と比べ高く、厳しい経営環境にある。

①小規模事業者は、中小企業と比べて売上不振の割合が高く、厳しい経営環境にある。

②小規模事業者は販路開拓や人手不足、資金繰り等の経営課題を重視する傾向にあり、これらの課題に対応しながら、売上げを確保し事業を持続的に発展させていくことが重要。

③コストを把握した適正な価格の設定や、顧客ターゲットの明確化を行った上で新規顧客の獲得に取り組むことで、売上高の増加につながることを期待される。

参考資料 中小企業庁

meti.go.jp

2024年版中小企業白書を公表 小規模企業白書多くの課題指摘 従業員20人未満が苦境に